重要事項説明書

(介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業【介護予防通所介護相当】)

当事業所は介護保険の指定を受けています。

宮崎県指定第 4591900073 号

当事業所は、契約者に対して介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業【介護予防通所介護相当サービス】を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

	◇◆目次◆◇	
1	事業所経営法人	1
2	事業所の概要	1
3	併設事業	1
4	職員配置状況及び業務内容	2
5	設備の概要	2
6	営業日及び営業時間帯	2
7	サービスの内容	2
8	利用料金	3
9	サービス利用に当たっての留意事項	3
10	非常災害対策	4
11	衛生管理等	4
12	緊急時の対応	4
13	事故発生時の対応	4
14	守秘義務に関する対策	4
15	虐待の防止について	4
16	身体拘束の禁止	5
17	損害賠償について	5
18	運営推進会議の開催	5
19	協力医療機関等	5
20	苦情相談窓口	6

デイサービスセンター ね む の 里

> 社会福祉法人 宮崎県社会福祉事業団

1 事業所経営法人

法人名	社会福祉法人 宮崎県社会福祉事業団
法人所在地	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター内
電話番号	0985-25-4692
代表者氏名	蔵屋 貴浩(くらや たかひろ)
設立年月日	昭和34年12月1日

2 事業所の概要

サービスの種類	第1号通所事業【介護予防通所介護相当サービス】(平成22年4月1日)
	介護保険法の趣旨に従い、要支援状態等になった場合においても、
	契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立
事業所の目的	した日常生活を営むことができるよう、適正な通所介護を提供する
	ことにより要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計
	画的にサービスを提供します。
事業所の名称	デイサービスセンターねむの里
事業所の所在地	宮崎県東諸県郡国富町大字木脇1462番地
電話番号	0985-77-5711
建物の構造	鉄骨造陸屋根平屋建
延床面積	283.12m ²
敷地面積	6, 5 6 4. 7 3 m ²
事業所長氏名	吉村 園子(よしむら そのこ)
	契約者の人権と人格の尊重を基本に、お一人おひとりのニーズに応
	じた介護予防サービス計画を策定し、より質の高い多様なサービス
事業所の運営方針	を提供することにより、契約者が安らぎと潤いのある生活を営むこ
	とができるよう努めます。また、関係市町村、地域の保健・医療・
	福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
開設年月日	令和4年4月1日
利用定員	15人
事業実施地域	国富町(原則として)
第三者評価の実施状況	なし

3 併設事業

事業名	指定日	事業所番号	備考
養護老人ホーム	令和4年4月1日		定員50名
一 般 型 特 定 施 設 入居者生活介護	令和4年4月1日	宮崎県指定第4571901109号	定員 1 5 名

4 職員配置状況及び業務内容

業種	職務の内容	専任	兼任
管 理 者	業務の一元的な管理		1
生活相談員	生活相談及び指導	1	2
看 護 師	心身の健康管理、口腔衛生と機能の		
機能訓練指	2		
導員	機能の向上・健康維持のための指導		
介護職員	介護業務	1名以上	

[※] 職員の配置については、常勤換算で指定基準を遵守しています。

5 設備の概要

利用定員 15名		15名	事業所面積 283.12㎡	食堂·機能訓練室 93.96㎡	
			契約者の全員が使用でき	る充分な広さを備えた食堂を設	
食	堂	1室	け、契約者の全員が使用できるテーブル・椅子・箸や食		
			器類などの備品類を備えています。		
松公子	機能訓練室		契約者が使用できる充分	分な広さを持つ機能訓練室を設	
1成 月已 司			け、目的に応じた機能訓	練器具等を備えています。	
://>	ж <u> </u>		大浴室と小浴室を設け、	契約者の様態に合わせ使用でき	
浴 室 2室		乙至	ます。		
その他の設備			設備として、その他に身	[・] 障用トイレ、静養室、相談室、	
			事務室等を設けています	•	

6 営業日及び営業時間帯

営業日	営業時間帯	サービス提供時間
月~日曜日	8:30~17:30	9:00~16:00が基本

[※] 但し、1月1日は営業しません。

7 サービスの内容

	-	
送	迎	送迎車により、事業所と自宅との間を行います。途中下車はお断りしま
)Eti	す。通常の営業時間の利用の方を送迎します。
食	事	契約者に合った食事を提供します。
入	浴	見守りや直接介助により、入浴を提供します。
日	常動作	契約者が在宅で生活可能な動作訓練を行います。(アクティビティサー
訓	練	ビス)
生	活 相	事業者の従業者はもとより、関係機関等と連絡調整し生活の向上を目指
談	• 援助	します。
1.4	クリエ	併設施設において実施される行事等に参加することができます。(アク
-	フリエ ション	ティビティサービス)なお、行事によっては、別途参加料がかかるもの
	ンコン	もあります。
排	泄	随時、排泄介助をいたします。(オムツ利用の方はオムツを持参下さい。)

健康	毎朝、看護職員による血圧測定、体温等のバイタルチェックを行い健康
チェック	状態の確認をします。
機能訓練	看護職員、介護職員、生活相談員が共同して、日常生活動作の維持及び
1茂 形式 11元 11元 1元 1元 1元 1元 1元 1元	低下の防止に努めます。

8 利用料金

国富町長が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) 第1号通所事業【介護予防通所介護相当サービス】報酬告示額

① 基本料金(1月当り)

(単位 円)

介 護 度	利用者負担金(1割)	利用者負担金(2割)	利用者負担金(3割)
通所型サービス 1	1, 798	3, 596	5, 394
通所型サービス 2	3, 621	7, 242	10, 863

② 加算料金等

(単位 円)

種類	利用者負担金 利用者負担金 (1割) (2割)		利用者負担金 (3割)
介護職員等処遇改善加算(I)	サービス単位数の8.1%		
サービス提供体制加算 Ⅱ	18単位/回(日)		

- ③ 食事の提供に要する費用 1食(昼食)550円
- 4 おむつ代

実費

⑤ 日常生活費

実費

9 サービス利用に当たっての留意事項

- ① 契約者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。また、利用日に休まれる場合は事前にご連絡ください。
- ② 感染症(インフルエンザ・感染性胃腸炎)等に契約者及び近親者の方が罹患した場合、サービスの利用を控えていただくことになりますので、必ず事前に事業所の従事者にご連絡ください。
- ③ 利用時間の変更は、随時ご相談ください。
- ④ 契約者は、事業所内の機械及び器具を利用される際は、必ず従業者に声をかけてください。
- ⑤ 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、トラブルの原因になりますのでご 遠慮ください。
- ⑥ 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ⑦ サービス利用中の外出はお断りいたします。
- ⑧ 事業所内での飲酒及び指定場所以外での喫煙はしないでください。
- ⑨ 利用当日給食のキャンセル料は、ご負担願います。
- ⑩ 契約者の思想、信仰は自由ですが、他の契約者に対する布教活動、政治活動、 営利活動はご遠慮ください。

10 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に 関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災 計画に基づき、年4回契約者及び従業者等の訓練を行います。

11 衛生管理等

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとします。

12 緊急時の対応

サービス提供時に契約者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

13 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

14 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た契約者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

15虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に 掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果についてサービス従事者に周知します。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ サービス従事者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④ 虐待防止の担当者を配置します。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

担当	氏	名	所属・役職等	電話
虐待防止担当者	宮川	達顕	養護老人ホームあけぼの園 福祉係長	0985-75-2861

16身体拘束の禁止

原則として、契約者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急

やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に契約者及びその家族 へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の契約者の心 身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

17損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められた場合には、契約者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

18 運営推進会議の開催

事業者は、利用者及びその家族、市町村職員、地域の代表者等に対し、提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスをすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として「運営推進会議」を設置します。

運営推進会議は、おおむね6月に1回以上開催し、当事業所の活動報告をし、評価、要望、助言等をいただきます。

19 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、契約者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。なお、下記医療機関での優先的な診察治療等を保障又は義務付けするものではありません。

協力医療機関	所在地	診療科目	電話
増田病院	宮崎市大瀬町2176-1	外科、内科、整形外科	0985-41-1234
井上病院	宮崎市大字芳土80番地	精神科	0985-39-5396
野崎病院	宮崎市大字恒久5567番地	精神科	0985-51-3111
田部歯科	国富町大字本庄5012-2	歯科	0985-75-4657
くにとみ眼科	国富町大字本庄4470-6	眼科	0985-75-8222

20 苦情相談窓口

- ① 当事業所の提供するサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応 します。
- ◇ 受付時間:8時30分~17時30分(12月31日から1月2日及び日曜日を除く)

担当	氏	名	所属・役職等	電話
苦情解決責任者	吉村	園子	デイサービスセンター ねむの里所長	0985-77-5711
苦情解決受付担当者	長野	香織	" 生活相談員	0985-77-5711
第三者委員				
第二 日安良				

デイ重要事項

②公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

機関名	所 在 地	電話
宮崎県福祉サービス運営適正化委員会	宮崎市原町2-22	0985-60-0822
宮崎県国民健康保険団体連合会	宮崎市下原町231-1	0985-35-5111
国富町保健介護課	国富町大字本庄4800番地	0985-75-9423

令和 年 月 日

介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業【介護予防通所介護相当サービス】 の開始に当たり、契約者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しま した。

<事業者>

事業者名 社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団

事業者住所 宮崎市原町2番22号

代表者職·氏名 理事長 蔵屋 貴浩 印

<事業所>

事業所名 デイサービスセンターねむの里

事業所住所 宮崎県東諸県郡国富町大字木脇1462番地

施設代表者職・氏名 所 長 吉村 園子 印

説明者職・氏名 生活相談員 長野 香織 印

私は、本書面に基づいて、事業者から介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所 事業【介護予防通所介護相当サービス】について重要事項の説明を受け同意し交付さ れました。

契約者住	·所 <u>〒</u>		
氏	名	印	
	:理人(選任した場合) 所 〒		
E .	名	印(続柄)

この重要事項説明書は、厚労省令第37条(平成11年3月31日)第8条の規定に基づき、利用者又はそのご家族への重要説明のために作成したものです。